

平成25年 壱岐市議会定例会 12月議会 議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成25年12月9日 午前10時00分開議

日程第1	議案第91号	壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第2	議案第92号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第93号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第94号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第95号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第96号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第97号	壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第98号	壱岐市へき地診療所条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第99号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第100号	壱岐市公共下水道条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第101号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第102号	壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第103号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第104号	財産の無償譲渡について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第106号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第107号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐風民の郷)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第108号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市宮印通寺共同店舗)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第19	議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市国民宿舍壱岐島荘)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第110号	新市建設計画の一部変更について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第111号	初山A辺地(変更)、勝本辺地(変更)、 石田辺地(変更)に係る総合整備計画の策 定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第22	議案第112号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変 更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第113号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算(第 6号)	予算特別委員会付託
日程第24	議案第114号	平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計 補正予算(第2号)	質疑、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第25	議案第115号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計 補正予算(第4号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	議案第116号	平成25年度壱岐市下水道事業特別会計補 正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第27	議案第117号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事 業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第28	議案第118号	平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算 (第2号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第29	陳情第4号	石田町妻ヶ島大型観光リゾート化に関する 陳情	産業建設常任委員会付託
日程第30	陳情第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳 情	総務文教厚生常任委員会付託
日程第31	要望第3号	ゲートボール場の整備等に関する要望	産業建設常任委員会付託
日程第32	要望第4号	佐賀県玄海町、玄海原子力発電所(以下 「原発」という。)の、現市道の県道昇格 についての要望	産業建設常任委員会付託
日程第33	議案第119号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算(第 7号)	財政課長 説明、質疑、 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員(16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君

9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	中田 恭一君	12番	久間 進君
13番	市山 繁君	14番	牧永 護君
15番	鵜瀬 和博君	16番	町田 正一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局次長補佐	吉井 弘二君	事務局書記	若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

御報告します。本日までに、白川市長より追加議案1件を受理しお手元に配付いたしております。

日程第1. 議案第91号～日程第22. 議案第112号

○議長（町田 正一君） 日程第1、議案第91号老岐市職員の再任用に関する条例の制定について

てから、日程第22、議案第112号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてまで22件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第91号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第91号に対する質疑を終わります。

次に、議案第92号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第92号に対する質疑を終わります。

次に、議案第93号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第93号に対する質疑を終わります。

次に、議案第94号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第94号に対する質疑を終わります。

次に、議案第95号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第95号に対する質疑を終わります。

次に、議案第96号延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、市税外の収入金に係る督促等に関する条例ですが、この中で壱岐市の介護保険条例あるいは市営住宅、こういうところについてこれは延滞金の11条、これ削除を、これは介護保険条例については11条が削除になっております。それから、市営住宅についても25条の中で2と3についてはこれが税外の収入金に係る督促等の条例を運用するということですが、これ2つが減免とかあるいは免除とかあるわけですよ。そのほかに壱岐市の高齢者の医療に関する条例、それから壱岐市の公共下水道区域外流入に関する条例、このところは受益者から徴収することができるということですが、この意味の内容を。取るということか、徴収することができる。そういう意味の内容をもう少し詳しく説明をしていただきたいと

思います。この徴収することができるというのがこれは資料によって30ページあるいはほかのところも2件出ておりますし、このできるという、徴収することができる、例えば市営住宅の場合でも入居者から徴収することができる。徴収するというじゃないですが、することができるという、ちょっと柔らかくしてありますが、そういう点についてお願いをしたいと思います。

それから、この条例については市税外もあるわけですが、ほかにはこの率の、現在の老岐市の市税についてはもう既に14.6%、7.3%というのはこれは現行にあります。ほかにはその延滞金関係については、改正する条例はなかったのかどうかもあわせてお願いします。

以上です。

○議長（町田 正一君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） ただいまの豊坂議員の御質問にお答えします。

市営住宅と公共下水道の区域外流入の件につきましてですけれども、公共下水道の区域外流入、これは受益者分担金といいまして地方自治法第224条の規定によりまして特定の受益を受ける方について分担金という形で徴収するわけでございますけれども、それとあわせて住宅家賃につきましてもですが、公共下水道分担金につきましては下水道の加入の推進の観点から現在は減免措置、減免規定を適用いたしております。それから住宅家賃につきましても住宅の家賃の原資、これの徴収にも苦慮している中で低所得者向けの住宅でもあることからこれについても減免規定を採用して免除をいたしております。

以上です。

○議長（町田 正一君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 豊坂議員の御質問、税外収入以外の項目についての御質問でございますけれども、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料等がございます。その一例といたしまして農地及び農業施設災害復旧分担金、それから老人ホームでは老人福祉費分担金、それから管財課では市営駐車場使用料等がございます。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） じゃあ延滞金というこの自体について、私は地方税法の一部改正にする法律の中に実際はこれは制裁金とも読みかえることができるわけですが、延滞金イコール。これは納めなかったから、あるいは延滞金とは地方税とかあるいは分担金とか使用料、加入金、手数料関係、過料等もあるわけですが、そういう中で公法上の収入が納付期限までに納付されないとき、その納付遅延に対する制裁として科されるというふうにあるわけですが、今は建設部長、免除規定ということもあったわけですが、条例の中で入居者から徴収することができるという意味を、それからもう一つは公共下水道の中でも大分緩和されておりますね、言葉自体が。

条例は今までは取るということの中で強調しておりました。そういう中で今度からは受益者から徴収することができるということは徴収しないということもあるという感じの中で、まずその付近もうちょっとここを具体的に文言の意味を具体的にお願いをします。

○議長（町田 正一君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 今回の整理した例規の中ではその徴収することができるという表現をしておりますけれども、前の文書の中にも、条例の中にもそういった文言で書いておまして、徴収することができるということについては場合によっては徴収するという意味もございますけれども、今、豊坂議員がおっしゃられましたように、柔らかく書いているというのは先ほど言いましたように、下水道を加入促進する観点からと低所得者で住宅使用料の納入にも困っている方ですね、その方々に必要原資だけでも納めていただくという思いの中でそういう形で表現しております。

○議長（町田 正一君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 表現の仕方はいろいろあるわけですが、原則的に受益者から徴収することができるというのは、書かなくても徴収するだけであればいいわけですが、徴収することができるということは、しない場合があるということの中からこういう語句を入れたんじゃないかと思います。実質今まで延滞金を取った事例がないから特にこれを強調して言っているわけですが。実際にもう月々に納めた人との均衡がとれないということもあります。そういう中で質問をしておりますから、免除規定、免除規定というよりも、もう少しこう具体的に、じゃあどのようにだったら徴収をするのか、そこら付近ちょっといいですか。

○議長（町田 正一君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） その徴収する時期というのでございますけれども、これまで住宅使用料、これについても多くの滞納がございます。そういった中で現段階でどの時期というのはお示しするのは非常に厳しい条件でございます。

それで、今後そういった形で徴収する体制を強化する中で悪質といいますか、そういった形になればそれを適用するという考えでございます。とにかく必要原資分これを納めていただくのを最優先に考えております。

○議長（町田 正一君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） あとは常任委員会なり、あるいは一般質問なり出しておりますから具体的に言っていただきます。きょうはこれで終わります。

○議長（町田 正一君） 部長、減免規定についてもそういうのがあから多分こういうふうな書き方になったと思うのですが、多分豊坂議員が今度一般質問するときこそんところはきちんとはつきりしとってくれんと、やっぱり税の公平性の観点からいけば納めんほうが得策にならない

ような形にとりかねられない条文なんで、そこんところは豊坂議員の一般質問についてははっきり応えるようにお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第96号に対する質疑を終わります。

次に、議案第97号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第97号に対する質疑を終わります。

次に、議案第98号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第98号に対する質疑を終わります。

次に、議案第99号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について質疑を行います。質疑の通告がありますのでこれを許します。15番、鵜瀬和博議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） 議案第99号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正についてから101号の壱岐市水道事業給水条例の一部改正については今、99号を取り上げておりますが、今回の消費税率及び地方消費税率の改正に伴う使用料の値上げのための改正となっておりますので一括して質疑をさせていただきたいと思っております。

平成26年4月1日改正まで、この今回の改正に伴いまして市民への周知方法はどのように行うのか、お尋ねをします。

また、今回の99号から101号につきましては建設部所管の議案というふうに捉えておりますが、各部所管の使用料についても今回の消費税率及び地方消費税率の改正に伴い使用料の改正があるかと思いますが、市民への周知を徹底する上でも早めの議案提出、そして議会での審議・承認が必要と考えております。建設部以外の使用料等につきまして各部はどのようにされるのか。市長の許可をいただければ各部長にその件どのような計画をしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（町田 正一君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） ただいまの鵜瀬議員の御質問にお答えします。

建設部関係ですけれども、今回の水道料金及び下水道使用料の改正につきましては、議会の議決をいただきましたら速やかに具体的な改正内容を記載したチラシを各戸に配布して市民の皆様へお知らせいたします。また、市報や壱岐市のホームページにも掲載し広く使用者の方に周知し

ていきたいと思っております。ケーブルテレビなども利用しましてわかりやすく説明したいと考えております。御理解をお願いしたいと思います。

また、建設部では今回上下水道関係のみを提出しましたが、特に水道料金は市内全域の世帯に及ぶために速やかな周知体制ができる体制づくりのために今回上程した次第です。このほかに建設部では道路占用料徴収条例と準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正を行う必要があります。これらについては特定の事業者のみの方が対象になりますので、ほかの一般会計などの関係条例とあわせて議会に上程する考えでおります。この条例についても議会の議決をいただきましたら速やかに周知を行います。よろしく申し上げます。

○議長（町田 正一君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 16番、鵜瀬議員の御質問でございますが、12月4日付で市議会から市長あてに議案の上程について御進言をいただきました。このことにつきましては上下水道料と同様に適正な転化を基本として今後12月会議以降のできるだけ早い時期に提出することといたしております。特別会計、企業会計の消費税の申告義務がある会計の使用料等についてはそのほかに三島航路事業特別会計の船舶使用料、農業機械銀行特別会計の機械使用料、また企業会計では病院事業会計の診断書料等の手数料などがございます。また、一般会計等の施設使用料等につきましては消費税法第60条第6項で国・地方公共団体等に対する特例規定がございまして、国もしくは地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業についてはその課税標準額に対する消費税額と控除することができる消費税額を同額とみなすことにより、結果的に納付税額が発生しないしくみとなっております。消費税申告納付は不用となっております。

今回の消費税率の引き上げに伴う使用料の見直し方針といたしましては、消費税改正法及び消費税法改正法の規定により8%、10%の段階的な転化を基本とすることで考えております。したがって、消費税引き上げ分の転化となりますので、内税となっている使用料等につきましては使用料額を消費税率5%で割り戻した額に改正された消費税率8%を掛けて算出した額とし、10円未満の端数は切り捨てることを基本といたしております。

以上のようなことから、一般会計等の使用料等についても今会議以降のできるだけ早い時期に提出する形で進めています。

三島航路事業特別会計につきましては、船舶使用料について、今回の消費税率及び地方消費税率の改正に伴う運賃の改定を予定しております。運賃改定に当たりましては国の認可が必要となりますことから運賃改定の手順について国土交通省九州運輸局へ聞き取りを行いましたところ、国が実施要綱を定め航路事業者に対して通知を行うとの回答を受けました。そのような中通知の時期が未定とのこととございましたので12月会議の議案の提案は見送りましたが、このたびその実施要綱の通知が届きましたので国が定めた実施要綱に基づき運賃改定の手続きを進めた

いと考えております。また、運賃改定に当たりましては地元代表者等で構成される三島航路事業の運営委員会で説明を行いまして、利用される方々へ、また市民の方々へ周知を図ってまいります。周知の方法といたしましては市報、ケーブルテレビ等の利用によりまして周知の徹底を図りまして皆さん方にお知らせいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） 鵜瀬議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） まず、建設課の料金改定のあとの周知方法については当然速やかに周知するべきだと思いますけれども、でき得るならば、例えば建設課だけ先行して周知するのではなくて、やっぱり全体壱岐市の使用料を含めた中でのこれだけ変わりますよっていう部分で出していないと混乱を招く恐れがあると思いますので、その点については十分協議をさせていただいて効果のある周知の方法を考えていただきたいと。そして、いつも広告で年間のスケジュール帳ですかね、ダイアリー帳、便利帳っていうんですかね、あれを市民の皆さんに配布されていますよね。便利帳っていいですかね、いつも広告を載せていただいてスケジュールを管理できるような。ああいった部分に料金改定の部分を載せていただければ市民の方もよりそれを見てわかりやすいんじゃないかなと。そのスケジュールを使いながらその料金のほうもわかるということだと思います。

そして、それぞれのいろんな団体がやっぱそういった来年度の予算をつくる上でそういった使用料についてはいろいろ早めに検討していただかないと予算の組み立てもできないだろうと思っておりますので、なるべく早くお願いしたいと思っております。

その点についてはいいんですけれども、今回こういった各国との調整がある分については仕方ないにしろ、消費税がアップするということはもう事前にわかっていたんですけれども、足並みが各部署でそろわなかったってということについて、市長はどのようにお考えか、その点をお尋ねいたします。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） このことにつきましては、足並みがそろってなかったということを率直におわび申し上げたいと思っております。ただ、これは私も含めてなんですけれども、実は8%に上がる、次に10%上がる。私は正直申し上げて8%のときに例えば非常に端数が出るということによって10%のときにまとめてどうだろうかという安易な気持ちを持っておりました。ところが御存じのように私らが勉強不足だったわけでございますけれども、8%のときに上げて、そして10%のときに上げなけりゃ、10%になったときに2%しか上げられんということが僕らも正直申し上げて甘い考えでございました。10%のときに5%アップしていいじゃないかという、そういう気持ちが僕の片隅にあったものですから指示がおくれたというのが現実でございます。

これについては率直に私の勉強不足をおわびを申し上げます。

○議長（町田 正一君） 鵜瀬議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） ぜひ1週間に1回管理職会議もしていますので、その分については徹底して、市民に一番関わることで早急に調整のほうをしまして早期に議会のほうに議案の提出を要請をして、私の質疑を終わります。

○議長（町田 正一君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第99号に対する質疑を終わります。

次に、議案第100号壱岐市公共下水道条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第100号に対する質疑を終わります。

次に、議案第101号壱岐市水道事業給水条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第101号に対する質疑を終わります。

次に、議案第102号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第102号に対する質疑を終わります。

次に、議案第103号壱岐市火災予防条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第103号に対する質疑を終わります。

次に、議案第104号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第104号に対する質疑を終わります。

す。

次に、議案第105号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出合いの村）議長に対する資料の提出がっておりますので、説明を求めます。堀江農林水産部長。

○農林水産部長（堀江 敬治君） 鵜瀬議員御質問の議案第105号と第107号につきまして、指定管理期間中の各年度の利用者数、団体数、どのような団体が利用されているのかということでございます。

お手元に配付資料としております壱岐出合いの村施設と風民の郷施設の利用状況について御説明をいたします。

いずれの施設も平成23年度から3年間指定管理をお願いし現在1期目でございます。

まず、壱岐出合いの村施設の利用状況でございますが、この施設の利用は主に春夏の利用がほとんどでありまして、利用者数、団体数について平成25年度と平成24年度を比較しますと工房関係が若干減少はしておりますが、宿泊施設及び体験関係等につきましては毎年順調に伸びております。また、利用団体は120から130団体、延べでございますが主に市内外の小中学校及び高校であります。利用者数全体9,300人のうち約42%を占めております。なお、市外からの御客様の利用率は62.3%であります。

次に、壱岐風民の郷施設の利用状況でございますが、利用者数は年間約3万5,000人程度の横ばい状況にありますが、ふれあい広場は食堂等に訪れた方があわせて利用されておりますのでふれあいセンターの広場の利用を除きますと実数としましては約2万2,000人程度じゃなかろうかというふうに考えております。主な団体は公民館、老人クラブや農業関係の加工組合等であります。平成25年度は10月末までの数字でありまして、今後も例年通り推移するものというふうに考えております。

それぞれの施設の職員も少ない人員で経費等切り詰めながら鋭意努力をいたしておりますので、御理解を賜りまして御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（町田 正一君） 質疑の通告がありますのでこれを許します。15番、鵜瀬和博議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） 105号の質問につきましては、今、堀江部長のほうから御説明がありましたので、ぜひ今回新たに再度指定管理者を指定するという事で議案が出ております。出合いの村それぞれの努力によりまして毎年少しずつではありますが入場者数もふえておりますので、今後市と一体となってさらなるPRに努めていただいて入場者数増を目指していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（町田 正一君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。呼子好議員。

○議員（3番 呼子 好君） 現在利用状況につきましては説明がありましたが、例えば平成24年度の決算がどうのようになってくるのか、できれば委員会のほうに御提示を願いたいと思っています。

○議長（町田 正一君） 堀江農林水産部長。

○農林水産部長（堀江 敬治君） 平成24年度の決算ということでございますが、今、お手元に資料がありますので報告をしたいと思います。

○議長（町田 正一君） いや部長、紙で渡してくれます。言葉じゃ説明してもわからんけん。

○農林水産部長（堀江 敬治君） じゃあ後ほどペーパーでお渡ししたいと思っております。

○議長（町田 正一君） 呼子議員、委員会でいいですか。

○議員（3番 呼子 好君） ないだろうと思って委員会と言ったんですが、もしあればきょう出していただきたいと思っています。

105号、106号、107号ですね、この3つの議案をお願いします。

○議長（町田 正一君） いいですか、部長。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第105号に対する質疑を終わります。

次に、議案第106号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第106号に対する質疑を終わります。

次に、議案第107号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）質疑を行います。質疑の通告がありますのでこれを許します。15番、鵜瀬和博議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） 107号についても先ほど堀江部長のほうから御説明がありましたので、私の質問は以上で終わります。

○議長（町田 正一君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第107号に対する質疑を終わります。

次に、議案第108号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）質疑

を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第108号に対する質疑を終わります。

次に、議案第109号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第109号に対する質疑を終わります。

次に、議案第110号新市建設計画の一部変更について質疑を行います。質疑ありませんか。鵜瀬和博議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） 配付いただいた議案に添付されています61号の歳出についてちょっとお尋ねをいたします。

維持補修費については平成26年から1億1,700万円というふうになっておりますが、今の市の施設については大体同じ時期に建て、それぞれ老朽化をして補修についてはこれからもまだかかるんじゃないかなと思うんですが、その見通しについて変化がないようになっておりますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（町田 正一君） 西原財政課長。

○財政課長（西原 辰也君） 15番、鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

維持補修費につきまして平成26年度以降1億1,700万円という見込みでございますが、これにつきましては今後施設の老朽化、これについてはますます増加を見込まれるところでございますが、財政計画の中では平成25年度を基本とした見込みを立てておりますけれども、おっしゃるような額が今後見込みと違うんじゃないかということでございますが、これについては毎年見直しを行っていくということで検討してまいります。

○議長（町田 正一君） 鵜瀬議員。

○議員（15番 鵜瀬 和博君） 今の財政課長の御答弁では毎年見直しをしているので、今後の見通しとしては維持補修費についてはこの計上されている分よりふえる可能性があるかと。毎年見直すので、それについてはぜひ報告も含めてしていただきたいと。まあ見通しがどうなるかというのはなかなか難しいでしょうが、今後多分老朽化における補修費についてはふえると思いますので、その点十分注意をされるとしてこの部分については市民の安全安心もありますので十分配慮をいただいて、今後計画よりも実施については慎重にしていきたいということを申し添えて、終わります。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第110号に対する質疑を終わります。

次に、議案第111号初山A辺地（変更）、勝本辺地（変更）、石田辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第111号に対する質疑を終わります。

次に、議案第112号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第112号に対する質疑を終わります。

日程第23. 議案第113号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第23、議案第113号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第24. 議案第114号～日程第28. 議案第118号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第24、議案第114号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第28、議案第118号平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）までの5件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第114号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 高額介護サービス費の補正が1,600万円上がっておりますが、これは1割負担をなされている分でその限度額以上の方の支払い分を補填するということだと説明がございましたが、昨年の決算は決算書を見ますと5,520万円ぐらいなんですよね。今年度が7,600万円というふうな2,000万円ぐらい大幅に上がっているわけですが、これは点数とか法改正があったのか、それともその利用する人の額がふえたのかをお尋ねいたします。

○議長（町田 正一君） 齊藤保健環境部長。

○保健環境部長（齊藤 和秀君） 今西議員さんの御質問にお答えいたします。

昨年より増加しております。これは法律等が改正されたものでありませんで、高額サービス利用者がふえたということになっております。これは2年間にさかのぼって申請をできるということで、しかし事前にうちのほうで県の保健環境連合会のほうからそういった高額支払者については通知がございますので、こちらからお知らせをして出しているわけですが、先ほど言いましたように、そういった高額のサービス利用者がふえてきたということで、今回増額をお願いしているところでございます。

○議長（町田 正一君） 今西議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 高齢化率も上がって後期高齢者も大分ふえて、この高額サービスというのはふえるのは当然だと思いますが、一般財源からの負担になりますから介護予防等も健康保健課のほうではなされておりますが、あとで結構ですので一番多い方でどれぐらいの額になっているのか。そして、どういった介護が一番高額になっているのか。後ほど結構でございますのでお示しをいただきたいと思っております。終わります。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第114号に対する質疑を終わります。

次に、議案第115号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第115号に対する質疑を終わります。

次に、議案第116号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第116号に対する質疑を終わります。

次に、議案第117号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第117号に対する質疑を終わります。

す。

次に、議案第118号平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで議案第118号に対する質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第91号壱岐市職員の再任用に関する条例の制定についてから、議案第112号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてまで、及び議案第114号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第118号平成25年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）までの27件をお手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第113号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第113号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く15名を予算特別委員会に選任することに決定いたしました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時45分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に8番、市山和幸議員、副委員長に5番、小金丸益明議員に決定しました。

日程第29. 陳情第4号～日程第32. 要望第4号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第29、陳情第4号石田町妻ヶ島大型観光リゾート化に関する陳情についてから、日程第32、要望第4号佐賀県玄海町、玄海原子力発電所（以下「原発」という。）の、原発災害事故において避難道路を確保するために現市道の県道昇格についての要望の4件についてを議題とします。

ただいま、上程しました陳情第4号についてから要望第4号の4件については、お手元に配付の陳情・要望文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託します。

日程第33. 議案第119号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第33、議案第119号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第119号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,228万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億7,765万7,000円とします。

第2条は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2、3ページは第1表歳入歳出予算補正について記載のとおりでございます。

8、9ページをお開き願います。事項別明細書により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

10款地方交付税1項の地方交付税は今回不足する財源について普通交付税28万9,000円を増額しております。

次に、14款国庫支出金3項1目総務費国庫委託金ICT街づくり推進事業委託金は総務省の委託事業として12月3日に内示がありました委託事業でございまして、今回1,200万円を

追加補正しております。過疎離島における労働人口の減少、社会保障費の増大等の課題に対して高齢者が生きがいをもって参画できる農業を目指し、平成24年度のICT街づくり推進事業における静岡県袋井市の成果を参考としつつ、高齢者の就農支援、見守りモデルの実現に向けた課題等の調査検証を行うモデル事業でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

10、11ページをお開き願います。2款1項7目情報管理費ICT街づくり推進事業は現在、壱岐産農産物を集荷し、福岡都市圏のスーパー内の販売所に出荷している壱岐の潮風の御協力をいただき、集出荷システムの導入による省力化や情報端末による健康見守りシステムの活用について実現可能性を調査検証する事業でございます。8節報償金69万円及び9節旅費費用弁償39万円は長崎総合科学大学の指導を受け、事業調査、検証を行うための協議会設置に要する経費でございます。13節委託料で元気高齢者を対象に野菜の集出荷システムのタブレット端末等を利用した健康管理見守りシステムの開発費に1,040万6,000円、15節ネットワーク整備工事で加入者宅等の設備工事に33万1,000円等所要の補正を行っております。

以上で、平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第119号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 2ページ、3ページの補正前の予算額、それからここ数字が合計が違うと思いますが、6号の予算の補正前の額がそのままきているようですが、確認をしてください。この数字は違うと思います。

○議長（町田 正一君） 西原財政課長。

○財政課長（西原 辰也君） ただいまの御質問ですが、補正前の額につきましては6号補正と同額でございます。議案の議決を受けましたあとに訂正をするようになります。よろしいでしょうか。

○議長（町田 正一君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 補正6号とそれから7号になっておるわけですね。補正7号になっていますよね。119号。

6号であって7号、この6号の数字が減額が、補正後の額がここに出てくると思うわけですが、ここもう1回説明して。数字が絶対あわないようになります。

○議長（町田 正一君） 西原財政課長。

○財政課長（西原 辰也君） 本会議中に同時に提案をするということで、これについてはまだ議

決前ということで、6号の議決を受けたあとに7号の補正を、議決を受けてその後補正前の額の修正を、訂正を行うことになるようにしております。

○議長（町田 正一君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 議案の出し方として、例えば同一ということもわかるわけですが、この補正前の額は6号の補正後の額がこんとおかしいと思うわけですが、それじゃああとで修正するという、そういう言葉じゃ、数字はあわせとちゃんと原形の数字が違ってくるといふふうになる。

議決をしていないからどうのこうのじゃないと思います。

○議長（町田 正一君） 財政法のきまりがあるはずやから、そこを説明してもらえますか。西原財政課長。

○財政課長（西原 辰也君） ただいまの御質問ですが、これは財政法の手続き上同一会期中に提案をする補正予算につきましては、補正前の額は同額ということでなっておりますので、そういう手続きとなっております。

○議長（町田 正一君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） それじゃあ自治法の何条に書いてあるかはっきり言ってください。

○議長（町田 正一君） 豊坂議員、急に言われても多分わからんと思いますけど、誰か副市長なり、市長なり財政法に詳しい……

山下副市長。

○副市長（山下 三郎君） まずこの予算の補正前予算額というのは当然議決された予算額になるかと思いますが、この補正前の予算額につきまして、これ多分自治法というよりも財政法上の地方財政法上の取り決めとして、運用として補正議決された額が補正前の前予算額と。これはもうある意味では確定した額をまずここに記載すると。

今回、補正予算額というのはあくまで議決して初めて予算額になるわけで、今回は2つの、いわゆる時期を隔てた形のある意味では上程になっていますんで、1回目の分も補正予算額ということで出すと。当然そのあとの補正予算額っていう数値が出てこれがもし議決されておれば補正前の予算額ということになるんですが、まだ議決されていないということで、今回の追加分もあわせた形で、そういう意味では補正後の予算額が2つある形になりますが、これ結果として2つの案件が議決された段階で補正、今回の補正予算額と補正後の予算額は合致するということになりますんで、特段補正済みの予算額は当然議決後の予算額ということでこれ取り決めありますんで変えられませんし、今回こういった形でやる分については事務上の問題はないかと考えております。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 多分ということではなくて、聞いておきます。あとで議決すればこれは修正するわけですね。

はい、いいです。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑はありませんか。1番、赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） こちらの事業内容の中で元気高齢者を対象に野菜の集荷システムの端末機を利用した健康管理、見守りの実現可能性の調査検証事業ということが書いてありますが、これは元気高齢者というところを特定してあって、なおかつ野菜の集出荷システムというところ限定してあるところが、少し私は気になります。

まず、元気高齢者ということで高齢者にはICTを進めるというのはすごく、非常に難しいところではないかなと感じておりますので、その点は事業内容で一生懸命頑張ってくださいということですが、これ高齢者に限らず野菜にも限らず壱岐の特産品を取り扱う方に関して集出荷システムを端末で、端末を使った集出荷システムをしてもらってという事業に変えていただくことがいいのではないかなということと、この健康管理見守りの実現というのは、これは高齢者に対して見守りというのはすごく大切なことであって、健康管理も大切なことだと思います。現状、孤独死等も何件かあっている状況なので、これをいわゆる集出荷する方だけに限らずどうか高齢者がこの端末を使って自分の存在を毎日知らせる方法に、また別な活用方法ができないかっていうところも考えていただきたいと思います。

今の質問の中で高齢者を対象にということと野菜の集出荷システムだけにこだわった端末の使用法に限定されている事業内容に対してちょっと疑問に思いましたので質問しました。

以上です。

○議長（町田 正一君） 山下副市長。

○副市長（山下 三郎君） まず、この事業でございますが、この事業のスキームとして要はその案件形成モデル事業ということで、いわゆる実証事業じゃないということがまず1つあります。

今、赤木議員が言われましたように、全部の対象者をする部分につきましては、今回その予算枠が2,000万円の枠の中で、国とのやりとりの中で実際動いているシステムっていいですか、仕組みにつきましてモデル的にこのICTを活用してやりなさいって条件でございました。その中で今実際動いている分が壱岐の潮風さんのほうで若干モデル的に動いているということで、今回その調査事業、いわゆる今回この事業をまず実施することによって当然このあとの事業がございます。実証事業ということで総務省のほうで26億円概算要求をしております、それに向けてのまず取っ掛かりの事業可能性の調査ということでまず考えていただきたい。その中で例

えばこれは元気高齢者という言葉を使っていますけれども、これ全部、まあ今回実証の中で農業というのが一番壱岐の特質として強いということで、そういったある地域の特性をもとに国のほうに、これ競争資金でござますので、まず応募しないとなかなか採択されないということと、先に言いました実際に動いている分をICTを活用してということがあって、今回こういった形で出しています。

ただ、今後の展開としましては、今、赤木議員から指摘がありましたように、広く高齢者の方にこの農業の分野も含めいろんな分野で今回可能性調査の中で課題としまして横広にまた前広に広げていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 今、副市長のお話ですごく理解をしました。

これは本当に高齢化しているこの壱岐の島にとってすごく大切な第一歩になると思います。高齢者の孤独死をなくす一歩にもなる可能性もありますので、今回のシステムをどうにか事業でうまく検証していただいてほかの助成金等があれば使っていくことも必要だと思いますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第119号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）は、予算特別委員会へ付託します。

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、あした12月10日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時02分散会
